○農林水産省告示第千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市黒川字西年山二〇三七の三、二〇三七の二六、二〇三九の五、二〇三九の六、二〇三九の八から二〇三九の一三まで、二〇三九の一五から二〇三九の一八まで、二〇三九の二〇から二〇三九の八八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西年山二〇三九の三四、二〇三九の三五、二〇三九の五九から二〇三九の六三まで、二〇三九の五・二〇三九の六・二〇三九の八から二〇三九の一三まで・二〇三九の一五から二〇三九の一八まで・二〇三九の二〇から二〇三九の三三まで・二〇三九の三六から二〇三九の四四まで・二〇三九の五〇から二〇三九の五八まで・二〇三九の六四から二〇三九の七七まで・二〇三九の七九・二〇三九の八〇・二〇三九の八二から二〇三九の八八まで（以上六十七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

4　間伐に係る森林の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百九十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十四第一項の規定により、次の登録経営状況分析機関の登録をしたので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十一第一号の規定により、公示する。

平成二十四年四月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録年月日　平成二十四年三月三十日

二　登録番号　21

三　登録経営状況分析機関の氏名又は名称　株式会社建設システム

四　住所　静岡県富士市石坂三一二番地の1

五　法人である場合の代表者の氏名　栗田　富夫

六　経営状況分析の業務を行う事務所の所在地　静岡県富士市石坂三一二番地の1

○防衛省告示第百十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十三日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年五月七日から同年六月一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度〇九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十四号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十三日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年五月七日から同年六月一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十五号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十三日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年五月七日から同年六月一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十六号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十三日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年五月七日から同年六月一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。